

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

佐賀県人事委員会規則第三十五号

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の給料その他の給与支給規則（昭和三十二年佐賀県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第一百十号。以下「育児休業法」という。）」を「育児休業法」に改める。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の三項を加える。

（県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に係る端数計算）

2 県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給される職員（第一条の二第二号又は第三号に掲げる職員に限る。）について、育児休業条例附則第四項（育児休業条例附則第五項の規定により読み替えられた育児休業条例第十八条において準用する場合を含む。）又は第六項の規定により読み替えられた県職員給与条例附則第九項第一号及び学校職員給与条例附則第十七項第一号に規定する算出率を乗じて得た額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該算出率を乗じて得た額とする。

（県職員給与条例附則第九項の人事委員会規則で定める者）

3 県職員給与条例附則第九項の人事委員会規則で定める者は、次の表の給料

表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、同表の職員の欄に掲げる職員である者とする。

給料表	職員
行政職給料表	本部長級、副本部長級又は課長級の職にある職員
研究職給料表	
医療職給料表(二)	
医療職給料表(三)	警視級の職にある職員
公安職給料表	
備考	この表の職員の欄の「本部長級」、「副本部長級」及び「課長級」並びに「警視級」に該当する職の区分については、人事委員会が別に定める。

(県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により減ずる額の日割計算)

4 給与期間の中途において、県職員給与条例附則第九項又は学校職員給与条例附則第十七項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員(以下「減額支給対象職員」という。)(以外の者が減額支給対象職員となつた場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となつた場合、離職した場合若しくは第六条第一項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の県職員給与条例附則第九項第一号、第二号及び第五号並びに学校職員給与条例附則第十七項第一号及び第四号に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。